

2010 新潟経営大学 各制度のご案内

(新入生対象)

資格特待生制度

入学前に以下の資格を取得することにより、
給付が受けられます。

認定機関	試験の種類	給付金の額		編入対象
		一年次入学対象		
日本商工会議所	簿記検定 2 級	1 年次の授業料相当額の半額	¥325,000	入学金 相当額 ¥220,000
	簿記検定 1 級	1 年次の学納金相当額	¥1,240,000	
(財) 全国商業高等学校協会	簿記実務検定 1 級	入学金相当額	¥220,000	
(社) 全国経理教育協会	簿記能力検定 1 級	入学金相当額	¥220,000	
	簿記能力検定上級	1 年次の学納金相当額	¥1,240,000	
(独) 情報処理推進機構	IT パスポート	入学金相当額	¥220,000	
	基本情報技術者	1 年次の授業料相当額の半額	¥325,000	
(財) 日本英語検定協会	実用英語技能検定 2 級	1 年次の授業料相当額の半額	¥325,000	
	実用英語技能検定 準 1 級以上	1 年次の学納金相当額	¥1,240,000	
日本商工会議所	販売士 2 級	入学金相当額	¥220,000	
	販売士 1 級	1 年次の学納金相当額	¥1,240,000	

注 1…金額は平成 21 年度の納付金を基に計算した額です。

注 2…二つ以上の試験に合格している場合は金額の多い方が適用となります。

注 3…入学初年度のみ適用となります。

(新入生・在學生対象)

特別措置

経済環境の悪化によって家計が逼迫し、就学が困難となった新潟経営大学生・新潟経営大学入学試験合格者に対する特別措置です。
詳しくはお問い合わせ下さい。

対象者	<p>年収 300 万円以下の場合は、前年に対して 1 割以上の収入の減少あるいは前年収入の 1 割以上に相当する生活必需支出があるか予想される場合</p> <p>年収 300 万円を超え 500 万円以下の場合は、前年に対して 3 割以上の収入の減少あるいは前年収入の 3 割以上に相当する生活必需支出があるか予想される場合</p>
新潟県に所在する高校学校 もしくは中等教育学校出身者 あるいは在籍者	<p>授業料の徴収猶予</p> <p>授業料の半額免除および徴収猶予</p> <p>授業料以外の学納金の半額免除</p>
上記以外	<p>授業料の徴収猶予</p> <p>授業料の半額免除および徴収猶予</p>